

議案提出書

知事の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年3月19日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

提出者 神奈川県議会総務政策常任委員会

委員長 山口 貴裕

知事の専決処分事項の指定についての一部改正について

知事の専決処分事項の指定について（昭和59年12月19日議決）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

第4項の次に次の1項を加える。

- 5 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその1割を超えない範囲内で変更すること。ただし、当該議決に係る契約金額と当該変更後の契約金額の差が議会の議決に付すべき事件等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第74号）第2条の金額以上の場合はこの限りでない。

（提案理由）

地方自治法第180条第1項の規定により、知事において専決処分にすることができる事項に、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約に係る契約金額の軽易な変更を指定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。